

第九十二号議案

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「規則」を「東京都規則（以下「規則」という。）」に改める。

第十五条中「乳児院」の下に「、母子生活支援施設」を加える。

第二十六条第一項第五号、第五十四条第一項並びに第六十三条第一項、第三項ただし書及び第八項ただし書中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第七十四条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第五項中「保育所若しくは」を「保育所、」に改め、「いう。」の下に「若しくはこれらに類する施設として規則で定めるもの」を加える。

第八十一条第一項第八号及び第八十八条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第百九号）の施行による児童福

社施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の改正等に伴い、規定を整備するほか、所要の改正を行う必要がある。